

山形県後期高齢者医療広域連合議会会議録

令和 7 年 2 月定例会

令和 7 年 2 月 1 0 日

目 次

令和 7 年 2 月定例会
2 月 1 0 日（月曜日）

出席議員	1
説明のため出席した者	1
事務局職員出席者	1
議事日程第 1 号	1
本日の会議に付した事件	2
開議	2
議席指定	3
会期の決定	3
会議録署名議員指名	3
諸報告	3
議案上程（議会案第 1 号）	3
提案理由の説明……………渋谷耕一議員	4
質疑	4
討論	4
採決	4
議案上程（議第 1 号）	5
提案理由の説明……………広域連合長	5
補足の説明……………事業課長	5
質疑	6
討論	6
採決	6
議案上程（議第 2 号から議第 4 号）	7
提案理由の説明……………広域連合長	7
補足の説明……………事務局次長、事業課長	7
質疑	1 0
討論	1 1
採決	1 1
議案上程（議第 5 号）	1 2
提案理由の説明……………広域連合長	1 2
補足の説明……………事務局次長	1 2
質疑	1 2
討論	1 3

採決	1 3
議案上程（議第 6 号）	1 3
提案理由の説明	1 3
補足の説明	1 4
質疑	1 4
討論	1 4
採決	1 4
議案上程（議第 7 号）	1 5
提案理由の説明	1 5
質疑	1 5
討論	1 5
採決	1 6
議案上程（議第 8 号）	1 6
提案理由の説明	1 6
質疑	1 6
討論	1 7
採決	1 7
議案上程（報第 1 号）	1 7
提案理由の説明	1 7
補足の説明	1 8
質疑	1 8
討論	1 8
採決	1 8
選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙	1 9
広域連合長あいさつ	2 0
閉会	2 1

○出席議員（１５名）

１番	齋藤真朗	議員	２番	中野信吾	議員
３番	吉田創	議員	４番	遠藤敬知	議員
５番	細矢俊博	議員	６番	鍋倉竹志	議員
７番	吉田芳美	議員	８番	山科朝則	議員
９番	佐藤一廣	議員	１０番	高梨忠博	議員
１１番	金子豊美	議員	１２番	遠藤榮吉	議員
１３番	矢口明子	議員	１４番	渋谷耕一	議員
１６番	石川保	議員			

○欠席議員（１名）

１５番	富樫	覚	議員
-----	----	---	----

○説明のため出席した者

広域連合長	佐藤孝弘	副広域連合長	近藤洋介
代表監査委員	玉田芳和		
事務局長	川田徹	事務局次長	石川健吾
会計管理者	武田すみ子	事業課長	安孫子有里
総務係長	後藤晋介	企画財政係長	石黒真紀
資格管理係長	白幡義幸	給付係長	伊藤真司

○事務局職員出席者

事務局長（兼務）	川田徹	事務局次長（兼務）	石川健吾
書記（兼務）	後藤晋介	書記	那須耕平
書記	相羽洋		

○議事日程第１号

令和７年２月１０日（月）午後２時３０分開議

- | | | |
|----|-----------|---|
| 第１ | 議席指定 | |
| 第２ | 会期の決定 | |
| 第３ | 会議録署名議員指名 | |
| 第４ | 諸報告 | |
| 第５ | 議会案第１号 | 山形県後期高齢者医療広域連合議会個人情報保護に関する条例の一部改正について |
| 第６ | 議第１号 | 令和６年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号） |
| 第７ | 議第２号 | 令和７年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計予算 |
| 第８ | 議第３号 | 令和７年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算 |

- | | | |
|-------|----------------------------------|---|
| 第 9 | 議第 4 号 | 山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について |
| 第 1 0 | 議第 5 号 | 山形県後期高齢者医療広域連合刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の設定について |
| 第 1 1 | 議第 6 号 | 山形県後期高齢者医療広域連合第 4 次広域計画の一部変更について |
| 第 1 2 | 議第 7 号 | 山形県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について |
| 第 1 3 | 議第 8 号 | 山形県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会委員の選任について |
| 第 1 4 | 報第 1 号 | 専決処分の承認について（山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について） |
| 第 1 5 | 山形県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙 | |
-

○本日の会議に付した事件

- | | | |
|---------|----------------------------------|---|
| 日程第 1 | 議席指定 | |
| 日程第 2 | 会期の決定 | |
| 日程第 3 | 会議録署名議員指名 | |
| 日程第 4 | 諸報告 | |
| 日程第 5 | 議会案第 1 号 | 山形県後期高齢者医療広域連合議会個人情報の保護に関する条例の一部改正について |
| 日程第 6 | 議第 1 号 | 令和 6 年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第 7 | 議第 2 号 | 令和 7 年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計予算 |
| 日程第 8 | 議第 3 号 | 令和 7 年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第 9 | 議第 4 号 | 山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について |
| 日程第 1 0 | 議第 5 号 | 山形県後期高齢者医療広域連合刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の設定について |
| 日程第 1 1 | 議第 6 号 | 山形県後期高齢者医療広域連合第 4 次広域計画の一部変更について |
| 日程第 1 2 | 議第 7 号 | 山形県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について |
| 日程第 1 3 | 議第 8 号 | 山形県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会委員の選任について |
| 日程第 1 4 | 報第 1 号 | 専決処分の承認について（山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について） |
| 日程第 1 5 | 山形県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙 | |
-

午後 2 時 3 0 分 開議

○議長（細矢俊博） これより、2 月 3 日に告示招集されました令和 7 年 2 月山形県後期高齢者医療

広域連合議会定例会を開会し、ただちに本日の会議を開きます。

欠席通告議員は、１５番、富樫寛議員です。

出席議員は、１５名で定足数に達しております。なお、報道関係者から議場内での撮影の願いが出ており、これを許可しておりますのでご了承願います。

本日の議事は、日程第１号をもって進めます。

議席指定

○議長（細矢俊博） 日程第１ 議席の指定を行います。

令和７年１月７日告示の選挙で新たに広域連合議会議員となられた齋藤真朗議員の議席を定めます。

会議規則第３条第２項の規定により、議長において議席を定めます。

現在ご着席の議席を議席といたします。

会期の決定

○議長（細矢俊博） 日程第２ 会期の決定を行います。

お諮りします。この定例会の会期は、本日１日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（細矢俊博） ご異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日１日間と決定しました。

会議録署名議員氏名

○議長（細矢俊博） 日程第３ 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第５９条の規定により、議長において指名します。

会議録署名議員に、１１番金子豊美議員、１２番遠藤榮吉議員を指名します。

諸報告

○議長（細矢俊博） 日程第４ 諸報告を行います。

監査委員より、令和６年８月から令和７年１月に執行した例月出納検査の結果が、地方自治法第２９２条において準用する同法第２３５条の２第３項の規定により、議長あて報告されております。

以上で報告を終わります。

議会案第１号

○議長（細矢俊博） 次に日程第5 議会案第1号「山形県後期高齢者医療広域連合議会個人情報の保護に関する条例の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明

○議長（細矢俊博） この場合、提案者の説明を求めます。

○14番（渋谷耕一） 議長。

○議長（細矢俊博） 14番、渋谷耕一議員。

○14番（渋谷耕一） 14番、渋谷でございます。ただいま上程されました議会案第1号について、提出者を代表してご説明申し上げます。

議会案第1号「山形県後期高齢者医療広域連合議会個人情報の保護に関する条例の一部改正」につきましては、刑法等の一部を改正する法律の施行により、懲役及び禁錮が廃止され、拘禁刑に一元化されることに伴いまして、所要の改正を行おうとするものでございます。

なお、本条例は令和7年6月1日から施行するものでございます。

以上、ご提案申し上げます。

質疑

○議長（細矢俊博） これより質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（細矢俊博） ご質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

討論

○議長（細矢俊博） これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（細矢俊博） 討論なしと認めます。

以上で討論を終わります。

採決

○議長（細矢俊博） これより採決します。

日程第5 議会案第1号「山形県後期高齢者医療広域連合議会個人情報の保護に関する条例の一部改正について」を起立により採決します。

お諮りします。ただいまの議会案第1号を原案のとおり決定することに、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（細矢俊博） ご着席願います。全員起立であります。

したがって、日程第5 議会案第1号については、原案のとおり可決されました。

議第1号

○議長（細矢俊博） 日程第6 議第1号「令和6年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」を上程いたします。

提案理由の説明

○議長（細矢俊博） この場合、提案者の説明を求めます。

○連合長（佐藤孝弘） 議長。

○議長（細矢俊博） 佐藤連合長。

○連合長（佐藤孝弘） ただいま上程されました議第1号について、提案理由をご説明申し上げます。

議第1号の後期高齢者医療特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,916万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1,663億8,108万4千円とするものであります。

詳細については、事務局よりご説明申し上げます。

○事業課長（安孫子有里） 議長。

○議長（細矢俊博） 安孫子事業課長。

○事業課長（安孫子有里） 議第1号「令和6年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」について、ご説明申し上げます。

議案書3ページ及び4ページをお願いいたします。歳入歳出予算総額に、それぞれ4,916万9千円を追加し、補正後の予算総額を1,663億8,108万4千円とするものであります。詳細につきましては、別冊令和6年度歳入歳出予算事項別明細書でご説明申し上げます。

はじめに、歳入補正につきまして、3ページ、4ページをお願いいたします。医療資源が限られた地域の保健事業への交付金の申請に伴い、「2款2項1目 調整交付金」に3,885万6千円を増額、出産育児支援金の決定に伴い、「4款1項1目 後期高齢者交付金」に163万円を増額、特別高額医療費共同事業拠出金の決定に伴い、「5款1項1目 特別高額医療費共同事業交付金」に834万6千円を増額、医療給付費等準備基金の利子収入の増額に伴い、「6款1項1目 利子

及び配当金」に３３万７千円を増額するものでございます。

続きまして、歳出予算につきまして、５ページ及び６ページをお願いいたします。出産育児支援金の決定に伴い、「３款１項１目 出産育児支援金」に１６３万円を増額、特別高額医療費共同事業拠出金の決定に伴い、「４款１項１目 特別高額医療費共同事業拠出金」に８３万４千円を増額、医療資源が限られた地域の保健事業の交付金について、市町村補助金として交付することから「５款１項１目 その他の健康保持増進費」に３,８８万５千円を増額、「６款１項１目 医療給付費等準備基金積立金」に利子収入増額分３３万７千円を増額するものでございます。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細矢俊博） 以上で提案者の説明は終わりました。

質疑

○議長（細矢俊博） これより質疑に入ります。

上程議案に対し、ご質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（細矢俊博） ご質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

討論

○議長（細矢俊博） これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（細矢俊博） 討論なしと認めます。

以上で討論を終わります。

採決

○議長（細矢俊博） これより採決します。

日程第６ 議第１号「令和６年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）」を起立により採決します。

お諮りします。ただいまの議第１号を原案のとおり決定することに、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（細矢俊博） ご着席願います。全員起立であります。

したがって、日程第６ 議第１号については、原案のとおり可決されました。

議第2号から議第4号

○議長（細矢俊博） 次に、日程第7 議第2号から日程第9 議第4号の議案3件は、関連がありますので、一括して上程いたします。

提案理由の説明

○議長（細矢俊博） この場合、提案者の説明を求めます。

○連合長（佐藤孝弘） 議長。

○議長（細矢俊博） 佐藤連合長。

○連合長（佐藤孝弘） ただいま上程されました議第2号から議第4号について、ご説明申し上げます。

初めに、議第2号「令和7年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」につきましては、歳入歳出総額を、それぞれ7億9,576万9千円とするものであります。

議第3号「令和7年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」につきましては、歳入歳出の総額を、それぞれ1,694億3,147万4千円とするものであります。

議第4号「山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正」につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の改正により、保険料軽減対象所得基準額が引き上げられることから、所要の改正を行うものであります。

詳細については、事務局よりご説明申し上げます。

○事務局次長（石川健吾） 議長。

○議長（細矢俊博） 石川事務局次長。

○事務局次長（石川健吾） それでは、議第2号「令和7年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」について、ご説明申し上げます。

議案書5ページ、6ページをお願いします。歳入、歳出予算総額を、それぞれ7億9,576万9千円とするものでございます。詳細につきましては、別冊令和7年度当初予算に関する説明書でご説明申し上げます。別冊をお願いいたします。

歳入についてご説明申し上げます。3ページ及び4ページをお願いいたします。「1款 分担金及び負担金」につきましては、広域連合の運営に対し、市町村から負担していただく事務費負担金でございます。前年度より2,314万1千円増の7億9,444万3千円としたところであります。

「2款 財産収入」につきましては、財政調整基金の利子として、2万5千円を計上したところであります。

「3款 繰入金」、「4款 繰越金」は存目として1千円を計上、「5款 諸収入」につきましては、「1項 預金利子」に1千円を、「2項 雑入」に、派遣職員の住居借上げに係る負担金などと

して、１２９万８千円を計上しております。

次に歳出についてご説明申し上げます。５ページから７ページです。「１款 議会費」につきましては、議員報酬及び議会開催に係る費用弁償など、６１万９千円を計上したところであります。

「２款 総務費 １項 総務管理費」であります。「１目 一般管理費」につきましては、会計年度任用職員の報酬や手当、公金振込手数料有料化に伴う手数料、新年度の派遣職員要員計画による人件費負担金を計上した結果、３，８０９万９千円増の２億７，１７８万５千円としたところであります。

７ページ及び８ページをお願いいたします。「２目 財政管理費」につきましては、財政調整基金の利子積立金、２万５千円を計上したところです。

「２項 選挙費」につきましては、選挙管理委員会委員報酬４万８千円を、「３項 監査委員費」につきましては、監査委員報酬など９万円を計上したところであります。

９ページ、１０ページをお願いいたします。「３款 民生費」につきましては、特別会計の事務経費に係る繰出金であります。令和６年度に行った電算処理システムの機器更新が完了することなどから、前年度より１億７，６４７万５千円減の５億１，８２０万２千円を計上したところであります。

「４款 予備費」につきましては、前年度同額の５００万円としたところであります。

これらの結果から、令和７年度歳入歳出予算総額は、１ページ及び２ページにありますように、前年度比１億３，８３５万９千円減の７億９，５７６万９千円となったところであります。１１ページ、１２ページは特別職及び一般職の給与費明細書、１３ページ、１４ページは債務負担行為の調書でございます。

以上で、議第２号 令和７年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計予算の説明を終わります。

続きまして、議第３号、及び議第４号につきましては、説明員を交代させていただきます。

○事業課長（安孫子有里） 議長。

○議長（細矢俊博） 安孫子事業課長。

○事業課長（安孫子有里） 議第３号「令和７年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」につきまして、ご説明申し上げます。

議案書７ページをお願いいたします。第１条では、歳入歳出予算の総額をそれぞれ１，６９４億３，１４７万４千円と定めるものです。第２条では、一時借入金の最高額を１２０億円と定めるものです。第３条では、歳出予算の各項の流用できる場合について定めるものです。詳細につきましては、別冊の令和７年度当初予算に関する説明書により、ご説明申し上げます。

別冊資料の１７ページ及び１８ページをお願いいたします。初めに歳入になります。「１款 分担金及び負担金 １項 市町村負担金」につきましては、保険料等負担金と療養給付費負担金であり、第９期特定期間保険料率の算定に基づいて計上しております。前年度比１３億２，３６２万７千円増の３０３億３，７０２万２千円を計上しております。

次に、「２款 国庫支出金 １項 国庫負担金」につきましては、国が定率負担などにより交付するものであり、前年度比１４億８，３１０万１千円増の４１２億４，１８０万９千円を計上しており

ます。「２項 国庫補助金」につきましては、広域連合間の財政力の均衡を図るために国から交付される普通調整交付金や健康診査事業などに対する国からの補助金であり、前年度比７億１２７万円増の１６８億２,１２５万３千円を計上しております。

次に、１７ページから２０ページにかけて、「３款 県支出金 １項 県負担金」につきましては、県が定率負担などにより交付するものであり、前年度比５億４,７５５万円増の１４４億２,８３４万８千円を計上しております。

「４款 支払基金交付金」につきましては、医療給付費に対する現役世代からの負担分として社会保険診療報酬支払基金より交付されるもので、前年度比２２億４,４９７万６千円増の６４３億４,２３５万９千円を計上しております。

次に、「５款 特別高額医療費共同事業交付金」につきましては、国保中央会が事業主体となり、著しく高額となる医療費について、全広域連合で財政調整し交付するもので、前年度比３,０００万８千円増の１億１,２５７万７千円を計上しております。

次に、「６款 財産収入」につきましては、医療給付費等準備基金利子収入として、前年度比２２４万円増の２６０万円を計上しております。

次に、「７款 繰入金 １項 一般会計繰入金」につきましては、特別会計の事務費に充てるため、一般会計から繰入れるものであり、前年度比１億７,６４７万５千円減の５億１,８２０万２千円を計上しております。「２項 基金繰入金」につきましては、保険料上昇抑制の財源として、医療給付費等準備基金から繰入るものであり、前年度と同額の１５億円を計上しております。

２１ページ及び２２ページをお願いいたします。「８款 繰越金」及び「９款 諸収入」のうちの、「１項 延滞金、加算金及び過料」と、「２項 預金利子」には、存目のみ計上しております。また、「３項 雑入」につきましては、損害賠償金の第三者納付金などを受入れるものであり、前年度比７千円増の１億２,７３０万１千円を計上しております。

２３ページ及び２４ページをお願いいたします。続いて歳出になります。「１款 総務費」につきましては、電算処理システムに係る運用業務委託及び電算処理業務委託などの経費や、各種通知やお知らせ等の作成委託及び郵送などに要する経費であり、前年度比１億８,３１２万５千円減の５億２,５５８万５千円を計上しております。

次に、「２款 保険給付費」の「１項 療養諸費」につきましては、入院や外来、調剤などの療養給付費及び、接骨院や、はり・きゅう・マッサージなどの施術による療養費などであり、被保険者数の増加や１人当たりの医療給付費の増加などを考慮しまして、前年度比６２億７,３７２万８千円増の１,６４９億３,７８８万６千円を計上しております。

次に、２５ページ及び２６ページをお願いいたします。「２項 審査支払手数料」につきましては、レセプトの審査及び、医療機関へ医療給付費を支払うにあたって、山形県国民健康保険団体連合会に支払う手数料であり、前年度比１,６６８万５千円増の４億８,６６６万７千円を計上しております。「３項 高額療養諸費」につきましては、医療費の自己負担額が、限度額を超えた場合に支給する高額療養費や、医療保険と介護保険の自己負担額の合計が、限度額を超えた場合に支給する高額介護合算療養費などであり、前年度比７,２４８万５千円減の１４億２,６７３万３千円を計上しております。「４項 その他の医療給付費」につきましては、葬祭費及び傷病手当金を支給するものであり、前年度比１,４３０万円増の７億８４５万７千円を計上しております。

「３款 支払基金拠出金」につきましては、医療制度改革に基づき、現役世代に対して出産育児支援金を拠出するものであり、前年度比７３２万９千円増の１億４,０００万円を計上しております。

す。

27ページ及び28ページをお願いいたします。「4款 特別高額医療費共同事業拠出金」につきましては、著しく高額となる医療費の発生による保険者の財政運営の安定化を図るため、レセプト1件当たり400万円を超える医療費の200万円を超える部分について、全国で財政調整を行い交付するための原資として、国保中央会へ拠出するものであり、前年度比3,000万8千円増の1億1,272万7千円を計上しております。

次に、「5款 保健事業費」につきましては、被保険者の健康保持増進を図るため、第3期保健事業実施計画に基づき、高齢者の健康診査、歯周疾患検診、各種訪問指導、及び高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業の推進に係る経費であります。合計額の欄は、29ページになります。前年度比6,762万4千円増の10億6,251万8千円を計上しております。

「6款 基金積立金」につきましては、医療給付費等準備基金の利子積立金であり、前年度比224万円増の260万円を計上しております。

「7款 諸支出金」につきましては、保険料還付金、還付加算金、償還金であり、前年度と同額の2,330万1千円を計上しております。

「8款 予備費」につきましては、前年度と同額の500万円を計上しております。

その結果、15ページ及び16ページにありますように、令和7年度歳入歳出予算総額は、前年度比61億5,630万4千円増の1,694億3,147万4千円となったところでございます。

31ページ及び32ページは、給与費明細書でございます。以上が、議第3号「令和7年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」の説明でございます。

続きまして、議第4号「山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正」について、ご説明申し上げます。議案書の9ページをお願いいたします。高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令が令和7年1月16日に公布され、保険料に係る軽減措置の見直しを行うとされたことから、条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容につきましては、当広域連合後期高齢者医療に関する条例第16条になります。被保険者均等割額を軽減する所得基準のうち、5割を軽減する基準につきましては、被保険者数に乗ずる金額を現行の29万5千円を30万5千円に、2割を軽減する基準につきましては、現行の54万5千円を56万円に改正するものでございます。施行期日につきましては、令和7年4月1日でございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細矢俊博） 以上で提案者の説明は終わりました。

質疑

○議長（細矢俊博） これより質疑に入ります。

ただいま上程された議案3件に対し、ご質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（細矢俊博） ご質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

討論

○議長（細矢俊博） これより討論に入ります。
討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（細矢俊博） 討論なしと認めます。
以上で討論を終わります。

採決

○議長（細矢俊博） これより採決をします。
初めに、日程第7 議第2号「令和7年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」を起立により採決します。
お諮りします。ただいまの議第2号を原案のとおり決定することに、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（細矢俊博） ご着席願います。全員起立であります。
したがって、日程第7 議第2号については、原案のとおり可決されました。

○議長（細矢俊博） 次に、日程第8 議第3号「令和7年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」を起立により採決します。
お諮りします。ただいまの議第3号を原案のとおり決定することに、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（細矢俊博） ご着席願います。全員起立であります。
したがって、日程第8 議第3号については原案のとおり可決されました。

○議長（細矢俊博） 次に、日程第9 議第4号「山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」を起立により採決します。
お諮りします。ただいまの議第4号を原案のとおり決定することに、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（細矢俊博） ご着席願います。全員起立であります。
したがって、日程第9 議第4号については、原案のとおり可決されました。

議第 5 号

○議長（細矢俊博） 続きまして、日程第 10 議第 5 号「山形県後期高齢者医療広域連合刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の設定について」を上程いたします。

提案理由の説明

○議長（細矢俊博） この場合、提案者の説明を求めます。

○連合長（佐藤孝弘） 議長。

○議長（細矢俊博） 佐藤連合長。

○連合長（佐藤孝弘） ただいま上程されました議第 5 号について、提案理由をご説明申し上げます。

議第 5 号「山形県後期高齢者医療広域連合刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の設定」につきましては、刑法等の一部を改正する法律の施行により、懲役及び禁錮が廃止され、拘禁刑に一元化されることから、関係条例について、所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては、事務局よりご説明申し上げます。

○事務局次長（石川健吾） 議長。

○議長（細矢俊博） 石川事務局次長。

○事務局次長（石川健吾） それでは、議第 5 号「山形県後期高齢者広域連合刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の設定」について、ご説明申し上げます。

議案書 10 ページをお願いいたします。刑法等の一部を改正する法律の施行に伴いまして、懲役及び禁錮が廃止され、拘禁刑に一元化されることから、3つの関係条例について、所要の改正を行うため、整理に関する条例を設定するものであります。条文の懲役を拘禁刑に改めるほか、施行日前後の適用を明確にするための経過措置についても規定するものであります。施行期日は、令和 7 年 6 月 1 日であります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご決議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細矢俊博） 以上で提案者の説明は終わりました。

質疑

○議長（細矢俊博） これより質疑に入ります。

上程議案に対し、ご質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（細矢俊博） ご質疑なしと認めます。
以上で質疑を終わります。

討論

○議長（細矢俊博） これより討論に入ります。
討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（細矢俊博） 討論なしと認めます。
以上で討論を終わります。

採決

○議長（細矢俊博） これより採決します。

日程第10 議第5号「山形県後期高齢者医療広域連合刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の設定について」を起立により採決します。

お諮りします。ただいまの議第5号を原案のとおり決定することに、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（細矢俊博） ご着席願います。全員起立であります。
したがって、日程第10 議第5号については、原案のとおり可決されました。

議第6号

○議長（細矢俊博） 続きまして、日程第11 議第6号「山形県後期高齢者医療広域連合第4次広域計画の一部変更について」を上程いたします。

提案理由の説明

○議長（細矢俊博） この場合、提案者の説明を求めます。

○連合長（佐藤孝弘） 議長。

○議長（細矢俊博） 佐藤連合長。

○連合長（佐藤孝弘） ただいま上程されました議第6号について、提案理由をご説明申し上げます。

議第6号山形県後期高齢者医療広域連合第4次広域計画の一部変更につきましては、国の法改正により被保険者証等が廃止されたことに伴い、第4次広域計画の関連する事項について変更しようとするものです。

詳細については、事務局よりご説明申し上げます。

○事務局次長（石川健吾） 議長。

○議長（細矢俊博） 石川事務局次長。

○事務局次長（石川健吾） 議第6号「山形県後期高齢者医療広域連合第4次広域計画の一部変更」について、ご説明申し上げます。

議案書12ページをお願いいたします。第4次広域計画につきましては、令和6年度から令和11年度までの6年間を計画期間として、策定したところでありますが、このたびの被保険者証の廃止を受け、計画書内にある被保険者証という文言を、資格確認書等に変更するものであります。

別冊、計画書の変更箇所でございます。9ページの最後の段落と、10ページの最初の段落であり、9ページから始まる「2 広域連合と市町村の事務分担」の「(1) 被保険者の資格の管理に関する事務」の項であります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご決議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細矢俊博） 以上で提案者の説明は終わりました。

質疑

○議長（細矢俊博） これより質疑に入ります。

上程議案に対し、ご質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（細矢俊博） ご質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

討論

○議長（細矢俊博） これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（細矢俊博） 討論なしと認めます。

以上で討論を終わります。

採決

○議長（細矢俊博） これより採決します。

日程第11 議第6号「山形県後期高齢者医療広域連合第4次広域計画の一部変更について」を起立により採決します。

お諮りします。ただいまの議第6号を原案のとおり決定することに、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（細矢俊博） ご着席願います。全員起立であります。

したがって、日程第１１ 議第６号については、原案のとおり可決されました。

議第７号

○議長（細矢俊博） 続きまして、日程第１２ 議第７号「山形県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について」を上程いたします。

提案理由の説明

○議長（細矢俊博） この場合、提案者の説明を求めます。

○連合長（佐藤孝弘） 議長。

○議長（細矢俊博） 佐藤連合長。

○連合長（佐藤孝弘） ただいま上程されました議第７号について、提案理由をご説明申し上げます。

議第７号「山形県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任」につきましては、広域連合規約第１１条第１項の規定により、当広域連合に置く副広域連合長２人のうち、鈴木副広域連合長の任期が去る令和６年１２月７日をもって満了したため、引き続き鈴木浩幸朝日町長を選任することについて、同規約第１２条第４項の規定により、議会の同意を求めようとするものであります。

原案のとおり、ご同意いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（細矢俊博） 以上で提案者の説明は終わりました。

質疑

○議長（細矢俊博） これより質疑に入ります。

上程議案に対し、ご質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（細矢俊博） ご質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

討論

○議長（細矢俊博） これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（細矢俊博） 討論なしと認めます。

以上で討論を終わります。

採決

○議長（細矢俊博） これより採決します。

日程第１２ 議第７号「山形県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について」を起立により採決します。

お諮りします。ただいまの議第７号を原案のとおり決定することに、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（細矢俊博） ご着席願います。全員起立であります。

したがって、日程第１２ 議第７号については、原案のとおり同意されました。

議第８号

○議長（細矢俊博） 続きまして、日程第１３ 議第８号「山形県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会委員の選任について」を上程します。

提案理由の説明

○議長（細矢俊博） この場合、提案者の説明を求めます。

○連合長（佐藤孝弘） 議長。

○議長（細矢俊博） 佐藤連合長。

○連合長（佐藤孝弘） ただいま上程されました議第８号について、提案理由をご説明申し上げます。

議第８号「山形県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会委員の選任」につきましては、山形県後期高齢者医療広域連合情報公開条例第２１条第１項の規定により、当広域連合に置く情報公開・個人情報保護審査会の委員の任期が、令和７年３月３１日をもって満了となるため、石垣肇之氏、粕谷真生氏、今野健一氏、坂本弘子氏、笹原史恵氏の５人を選任することについて、同条例第２２条第２項の規定により、議会の同意を求めようとするものであります。

原案のとおり、ご同意いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（細矢俊博） 以上で提案者の説明は終わりました。

質疑

○議長（細矢俊博） これより質疑に入ります。

上程議案に対し、ご質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(細矢俊博) ご質疑なしと認めます。
以上で質疑を終わります。

討論

○議長(細矢俊博) これより討論に入ります。
討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(細矢俊博) 討論なしと認めます。
以上で討論を終わります。

採決

○議長(細矢俊博) これより採決します。

日程第13 議第8号「山形県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会委員の選任について」を起立により採決します。

お諮りします。ただいまの議第8号を原案のとおり決定することに、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(細矢俊博) ご着席願います。全員起立であります。
したがって、日程第13 議第8号については、原案のとおり同意されました。

報第1号

○議長(細矢俊博) 続きまして、日程第14 報第1号「専決処分の承認について」を上程いたします。

提案理由の説明

○議長(細矢俊博) この場合、提案者の説明を求めます。

○連合長(佐藤孝弘) 議長。

○議長(細矢俊博) 佐藤連合長。

○連合長(佐藤孝弘) ただいま上程されました報第1号について、提案理由をご説明申し上げます。

報第1号「専決処分の承認」につきましては、昨年12月2日より従来の被保険者証が廃止されたことに関連し、7月定例会後に行われた省令の改正に伴う関係条例の一部改正について、専決処分を行ったものであります。

詳細については、事務局よりご説明申し上げます。

○事務局次長（石川健吾） 議長。

○議長（細矢俊博） 石川事務局次長。

○事務局次長（石川健吾） それでは報第1号について、ご説明申し上げます。

議案書15ページから17ページをお願いします。被保険者証の廃止に関連し、山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例について、一部を改正する必要が生じたものです。あわせて、負担能力が不明の急患等につきまして、保険料の徴収猶予期間を、これまでの6箇月から、最長1年以内とされたことについても、同条例の一部を改正する必要が生じたものであります。

施行期日である12月2日との関係から、遅滞なく改正する必要があったため、地方自治法第179条第1項の規定により、広域連合長が専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

よろしくご審議の上、ご承認くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（細矢俊博） 以上で提案者の説明は終わりました。

質疑

○議長（細矢俊博） これより質疑に入ります。

ただいまの説明に対し、ご質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（細矢俊博） ご質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

討論

○議長（細矢俊博） これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（細矢俊博） 討論なしと認めます。

以上で討論を終わります。

採決

○議長（細矢俊博） これより採決します。

日程第１４ 報第１号「専決処分の承認について」を起立により採決します。

お諮りします。ただいまの報第１号について、承認することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（細矢俊博） ご着席願います。全員起立であります。

したがって、日程第１４ 報第１号については、原案のとおり承認することに決定しました。

山形県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙

○議長（細矢俊博） 日程第１５ 山形県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を行います。

お諮りします。山形県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙の方法については、地方自治法第１１８条第２項の規定により、指名推選によって行うことをご提案しますが、これにご異議ありませんか。

（異議なし）

○議長（細矢俊博） ご異議なしと認めます。したがって、選挙の方法については、指名推選によることに決定しました。

○議長（細矢俊博） お諮りします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なし）

○議長（細矢俊博） ご異議なしと認めます。したがって、指名の方法については、議長において指名することに決定しました。

○議長（細矢俊博） 最初に、山形県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員を指名します。山形県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員に、伊藤陽介氏、栗原啓市氏、植田美由紀氏、有路智子氏の４名を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました４名を山形県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員選挙の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

（異議なし）

○議長（細矢俊博） ご異議なしと認めます。したがって、ただいまの４名が、山形県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員に当選されました。

○議長（細矢俊博） 次に、山形県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員補充員を指名します。
山形県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員補充員に、沼澤美華氏、玄地昭敏氏、島軒隆氏、
大山敬弘氏の４名を、お手元に配付しております文書に記載した順位のとおり指名します。

お諮りします。ただいま指名しました４名を山形県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員
補充員選挙の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

（異議なし）

○議長（細矢俊博） ご異議なしと認めます。したがって、ただいまの４名が、お手元に配付してお
ります文書に記載した順位のとおり、山形県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員補充員に
当選されました。

以上で、山形県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を終わります。

○議長（細矢俊博） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

広域連合長あいさつ

○議長（細矢俊博） この際、広域連合長より発言を求められておりますので、これを許します。

○連合長（佐藤孝弘） 議長。

○議長（細矢俊博） 佐藤連合長。

○連合長（佐藤孝弘） 広域連合議会２月定例会が閉会されるに当たり、一言ごあいさつを申し上げ
ます。

本日の２月定例会に提案いたしました各案件について、慎重なるご審議を賜り、それぞれご決議、
ご同意、ご承認いただき誠にありがとうございました。

後期高齢者医療制度は、長期的な被保険者数の増加が見込まれ、一人当たりの医療給付費も増加
傾向にある中で、制度を支える現役世代の減少はより顕著になっていくことから、今後ますます厳
しい制度運営を迫られていくことが予想されます。

こうした中であっても、当広域連合といたしましては、引き続き、被保険者の方々が安心して医
療を受けることができるよう、市町村や関係機関と深く連携しながら、ご決議いただきました新年
度予算等における各種事業を推進し、制度の健全で安定した運営に努めるとともに、保健事業の充
実強化等により、被保険者の健康保持・増進をより一層進めてまいりたいと考えております。

議員の皆様におかれましては、今後とも、後期高齢者医療制度の円滑な運営のため、ご支援、ご
協力を賜りますようお願い申し上げまして、あいさつといたします。

本日は誠にありがとうございました。

○議長（細矢俊博） 以上で、令和７年２月山形県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会します。

午後3時25分 閉会

会議規則第59条の規定により下記に署名する。

議 長 細矢 俊博

署名議員 金子 豊美

署名議員 遠藤 榮吉